

◆建設工事請負仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
736	7	第4条			契約の保証	建設工事請負仮契約書(案)第4条の契約の保証については、保証手段として履行保証保険のほか公共工事において広く普及している「公共工事の前払金保証事業に関する法律」(昭和27年法律第184条)第2条第4項に規定する保証事業会社の契約保証についても、同等の効果が発生することから、保証事業会社の契約保証も認められるとの解釈でよろしいでしょうか。	本事業では前払いはありません。
737	7	第4条			契約の保証	第1項に『第4号の場合においては、』との記載がありますが、第4号につきご開示のほどお願い致します。	第4号を第3号に修正します。
738	7	第4条			契約の保証	第1項第4号の記載がありませんが、第3号と読み替えてよろしいでしょうか。 第3項に記載の「第1号又は第2号」、「第3号又は第4号」はそれぞれ、「第1号」、「第2号又は第3号」と読み替えてよろしいでしょうか。	第4号を第3号に修正します。
739	7	第4条			契約の保証	契約保証金に代わる担保となる有価証券等に金融機関による保証は該当すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
740	8	第5条	6		権利義務の譲渡等	『甲は、工事目的物の利用目的の実現のためにその内容を改変することができるものとし、』との記載がありますが、具体的な例をご教示頂きたいとお願い致します。	ご指摘の記載は、本契約特有の意味を有するものではありません。
741	8	第5条 第6条	3		権利義務の譲渡等 実施設計図書及び完成図書等の著作権	工事目的物が著作権法に該当する場合は、甲の乙への事前協議により甲は無償で使用することができるの意と理解してよろしいでしょうか。	第5条第4項に示したとおりです。
742	8	第6条			実施設計図書及び完成図書等の著作権	甲は提供された情報、書類、図面等の使用にあたり乙と協議することを条件として付け加え頂きたいと存じます。	建設工事請負仮契約(案)のとおりとします。
743	10	第10条			現場代理人及び主任技術者等	建設業法の技術者と管理技術者との兼務や、建設業法の技術者と照査技術者との兼務は可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
744	10	第10条	5		照査技術者	照査技術者を定めることになっていますが、条件等はあるのでしょうか？	特に条件はありません。
745	12	第13条	2		工事材料の品質及び検査等	『検査に直接要する費用』には、甲の職員派遣費用や旅費は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
746	14	第17条	4		仕様不適合の場合の改善義務及び破壊検査等	『検査および復旧に直接要する費用』には、甲の職員派遣費用や旅費は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
747	16	第22条			甲の請求による工期の短縮等	『特別な理由』の内容につき例示してご教示のほどお願い致します。	政策上の理由が考えられます。
748	16	第24条			請負金額の変更方法等	入札から工事完了までの間に、消費税等法律・法令・省令等の規制の改訂があった場合は、請負金額の変動をご検討いただけますでしょうか。	法令変更は、請負金額の変更の理由にはなりません。ただし、法令変更があり、事業の存続が困難となるような影響のある場合には、第52条に基づき協議に応じます。
749	17	第25条			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	請負代金の変更について、「1000分の15を超える額」と規定されておりますが、昨今の国土交通省殿の単品スライドにおいては、「1000分の10を超える額」とされております。「1000分の10を超える額」での御再考を御願い致します。	建設工事請負仮契約(案)のとおりとします。
750	17	第25条			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	第25条にスライド条項が記載されていますが、変動の対象期日が記載されておりません。起算期日は入札日ですか。それとも発注者積算時ですか。	契約締結日です。
751	24	第40条			損害の範囲	かし担保責任は、修補にかかる費用の補償に留めて頂けますようお願い致します。	建設工事請負仮契約(案)のとおりとします。